

生乳出荷販売仕様書

1. 引渡し等

- (1) 集乳場所 香川県畜産試験場 搾乳牛舎
- (2) 日 時 原則として1日1回集乳すること。詳細は両者協議の上決定する。
- (3) 数 量 香川県畜産試験場の指示する量
その際、集乳量を明記した書類を交付すること。
- (4) そ の 他 集乳運搬について集乳経験のある者が従事すること。
検査により判明した異常乳は廃棄する。

2. 見積書等

- (1) 見積書の提出を指示された場合、様式例を参考に以下の項目を満たしたものを提出すること。
 - ・生乳の取引基準を記載すること。
 - ・生乳1kg当たりの乳価の算出方法を記載すること。
ただし、乳価は四国地区指定生乳生産者団体のプール単価を基準とする。
 - ・諸経費等があれば記載し、その算出方法を記載すること。
 - ・消費税及び地方消費税の取扱いを記載すること。
 - ・端数処理の方法を記載すること。
 - ・売買金額は販売価格の合計から諸経費等を差し引いたものとする。
- (2) 提出期間 令和8年3月13日(金)～令和8年3月24日(火)
- (3) 令和7年4月から令和7年12月までの出荷生乳量 96,655kg
ただし、令和8年度の出荷量を確約するものではない。

3. 売買代金

- (1) 月毎の売買代金の精算書を翌月に速やかに当試験場まで送付すること。その際は精算額の詳細が分かるようにすること。
- (2) 売買代金については、精算書に基づき当試験場が発行した納入通知書により、指定した納入期限までに納入するものとする。ただし、納入期限を過ぎると県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例に基づき、納入期限の翌日から支払の日までの日数に応じた遅延利息を支払わなければならない。

4. その他

- (1) 契約書の作成を要する。ただし、契約書の様式は、当試験場が準備する。
- (2) 当契約は、香川県のホームページにおいて随意契約として公表する場合がある。
- (3) 必要に応じ、当試験場より当業務に関する資料の提出を求める場合がある。
- (4) この仕様書及び香川県会計規則に明記していない事項については、原則として四国地区の指定生乳生産者団体の定めるところにより、両者協議のうえ処理する。